

巨大企業による認知症者家族への損害賠償請求

— 後見人なしで模索してきた介護の逆転判決 —

梶原 洋生

日本社会事業大学社会福祉学部

The big company sued a family for compensation, saying the accident had caused delays and cost the firm money:

There was no person to conduct the affairs of Guardianship, but the Supreme Court finally ruled, on March 1, 2016, that the family was not responsible.

Yousei Kajiwara

Faculty of Social Welfare Japan College of Social Work

Abstract : In Japan, there is an increasing number of railway accidents involving people with dementia or suspected dementia, some of which are fatal. For example, on December 7, 2007 a man with dementia, aged 91, wandered onto some railway tracks and was hit by a train. The big company sued his family for compensation, saying the accident had caused delays and cost the firm money. After a long legal battle, the Supreme Court finally ruled, on March 1, 2016, that the family was not responsible. While this case is considered groundbreaking, the reality is that the man's family spent seven years providing care for him and there was no person to conduct the affairs of Guardianship and then, after the accident, an additional eight years in activities related to the lawsuit. The family has compiled the records on this struggle and made them available to the public in the form of a book, which was published in April 2018. The book provides detailed information on the case, including contributions by the medical and welfare professionals who were involved with the family. Since the book also reveals some new context to the accident, this paper aims to portray it as a benchmark, which will hopefully lead us to revisit the issue.

Key Words : dementia, train, traffic accident

抄録 : 本事案は、2007年12月7日に認知症を有した当時91歳の認知症者が線路内に立ち入って列車に接触したもので、巨大企業が被害を受けたとして家族に損害賠償を請求した。長らく争われ、ようやく最高裁の逆転判決が2016年3月1日に出た。判決では家族に責任はないとされたために画期的とも評されたが、家族は後見人なしでまず介護の7年間を過ごし、事故後は訴訟のためにさらに8年間という歳月を費やしたのである。この訴訟をまとめた記録資料が家族側から供出され、模索の報告として編まれて2018年4月に展覧された。なかで当時の主治医や福祉関係者も当事者として定見を寄せていて、精到に事様が示されたので、少し整理し報告したい。

キーワード : 認知症、鉄道、事故

1. はじめに

本事案は、巨大企業が一家に損害賠償を請求した。この一家は後見人なしの家族総動員で分業の介護を7年間してきたが、認知症を呈した被介護者が駅の線路内で鉄道に接触して帰らぬ人となってしまった。鉄道会社が死亡事故の損害を賠償せよといってきたのである。それから家族は8年間を闘い抜いて、ようやく最高裁の逆転判決を勝ち取った。本判決に関するいくつかの先行研究としては、各論者による評釈があり、例えば、「平成11年改正を踏まえて、保護者や後見の地位にある者が当然に民法714条1項の法定の監督義務者にあたるとする従来の判例・学説の考え方を改めており、この点は高く評価できる」と述べる。この論者からは、「その結果、民法714条1項に典型的に該当するものがないなくなってしまう」との理論的な看破が表明されている¹⁾。なるほど本規定について存在意義自体を問うものであり、特筆に値しよう。また、別の論者からは、「懸命に介護する家族ほど損害賠償のリスクを負いかねない」といった懸念が依然残るという評釈もあって、首肯できる²⁾。これらの評釈は、立法もしくは法政策を見据えていて、たしかに意義のある卓見であろう。我国では、最近もこういった接触事故の報道は後を絶たないのである。ただし、論者の中には、「介護老人保健施設や認知症対応の有料老人ホームなど、施設介護を模索することもできたのに、Aの資産が利用されずに、Aの死後、妻や4人の子どもたちに相続されたという点は、一審判決や二審判決の裁判官の心証にも影響を与えた」といった意見³⁾もあり、本判決の家族がどのように思いながら模索の日々を過ごしてきたかについて、あいまいな推認を用いた評釈と考えられた。筆者としては、やはりこれらの先行研究では、家族の日々そのものは見えにくいという印象があった。

ところが今般、この家族が当事者サイドの模索の日々をまとめる手記（以下「本手記」とする）を出版した⁴⁾。これによって、状況が具体的に明らかとなった。事故後には、我国有数の鉄道会社からの突然の請求に困惑したが、使命感を抱いて闘いを決意したという。一度も「面談も話し合いも」なく、「顔の見えない相手から、内容証明郵便が送り付けられるだけ」の日々だった（10頁、87頁）。特に相手が

巨大企業であるということを通念してきたようなのである。「天下の大会社がこのように強硬に言ってきたら、大概の市民はびっくりして、借金をしてでも請求額を支払ってしまうでしょう」と述べ、後日訴訟のなかでほとんどのケースにおいて相続人は、請求に応じて賠償していると主張された事実さえを明かして、このやり方に対する当時の違和感を強調している（80頁）。

ここで、この逆転判決を改めて振り返りながら⁵⁾、本手記を踏まえた筆者なりの整理を試みたい。本判決は、保護者を民法714条1項の監督義務者にはあたらないとしたのだが、第1審判決⁶⁾では、Y2のことを社会通念上、民法714条1項の法定監督義務者や同条2項の代理監督者と違わないAの事実上の監督者であるとしていたのである。また、他人に危害を及ぼす危険性を具体的に予見できたにもかかわらず、防止の適切な措置を講じなかったことにより、Y2に損害賠償責任があるとした。Y1にもAから目を離さずに見守るべき注意義務があるのに怠った過失があり民法709条に基づく損害賠償責任を認めたのであった。判決を不服としてY1とY2が控訴したものの、第2審判決⁷⁾では民法714条に基づく損害賠償責任を認め、民法714条1項にいう監督義務者として配偶者が該当とした。また、婚姻関係にあれば民法752条の通り協力扶助義務を負い、Y1自身が要介護1の認定を受けていても、夫婦の協力扶助義務の履行が法的に期待できない特段の事情とは認められないとした。ただしY2は民法877条1項に基づく扶養義務者にすぎず、民法714条1項の監督義務者には該当しないとしたのであった。

2. 事案の概要

本事案の介護家族について記載し、構成員と間柄を示したのが、表1である。本手記によってBは2003年にホームヘルパー2級、Cは2004年に介護福祉士の資格を取得したことが分かる（42頁、102頁）。なお、Y2とBの娘は作業療法士として大学病院に勤務していた（65頁）。

最高裁の認定は、次のようである。すなわち、本人Aは、2007年12月7日の午後4時30分頃に福祉施設の送迎車で帰宅して椅子に腰掛け、BとY1と

表1 介護家族の構成員と間柄

構成員	間柄
A	事故の本人
Y 1	本人の妻
Y 2	本人の長男
B	本人の長男の妻
C	本人の長男の妹

で過ごした。その後、Bが自宅玄関先でAの排尿した段ボール箱を片付けていたため、AとY1とが2人きりになっていたところ、Bがそこに戻った午後5時頃までの間に（Y1がまどろんで目を閉じている隙に）、Aは1人で外出した。Aはa駅から列車に乗り、a駅の北隣の駅であるc駅で降り、排尿のためホーム先端のフェンス扉を開けてホーム下に下りた。そして、同日午後5時47分頃、c駅構内において原告の運行する列車に衝突しAが死亡するという事故を発生させた。JR側は、事故により列車が遅れが生じて損害を被ったと主張した。Aの家族に監督義務違反があるなどとして民法709条や民法714条に基づき、連帯して719万円相当の金員を支払うべきとの主張を続けた。

3. 判決の要旨

判決の要旨（民集第70巻3号681頁）は、次のようである。すなわち、それは「民法714条1項の規定は、責任無能力者が他人に損害を加えた場合にはその責任無能力者を監督する法定の義務を負う者が損害賠償責任を負うべきとしているところ、このうち精神上的障害による責任無能力者について監督義務が法定されていたものとしては、平成11年法律第65号による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律22条1項により精神障害者に対する自傷他害防止監督義務が定められていた保護者や、平成11年法律第149号による改正前の民法858条1項により禁治産者に対する療養看護義務が定められていた後見人が挙げられる。しかし、保護者の精神障害者に対する自傷他害防止監督義務は、上記平成11年法律第65号により廃止された（なお、保護者制度そのものが平成25年法律第47号により廃止された。）。また、後見人の禁治産者に対する療養看護義務は、上記平成11年法律第149号による改正後の民法858条において成年後見人がその事務を行うに当

たっては成年被後見人の心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない旨のいわゆる身上配慮義務に改められた。この身上配慮義務は、成年後見人の権限等に照らすと、成年後見人が契約等の法律行為を行う際に成年被後見人の身上について配慮すべきことを求めるものであって、成年後見人に対し事実行為として成年被後見人の現実の介護を行うことや成年被後見人の行動を監督することを求めるものと解することはできない。そうすると、2007年当時において、保護者や成年後見人であることだけでは直ちに法定の監督義務者に該当するということはできない。民法752条は、夫婦の同居、協力及び扶助の義務について規定しているが、これらは夫婦間において相互に相手方に対して負う義務であって、第三者との関係で夫婦の一方に何らかの作為義務を課するものではなく、しかも、同居の義務についてはその性質上履行を強制することができないから、協力の義務についてはそれ自体が抽象的なものである。また、扶助の義務というのは相手方の生活を自分自身の生活として保障する義務であると解したとしても、そのことから直ちに第三者との関係で相手方を監督する義務を基礎付けることはできない。そうすると、同条の規定をもって同法714条1項にいう責任無能力者を監督する義務を定めたものということではできず、他に夫婦の一方が相手方の法定の監督義務者であるとする実定法上の根拠は見当たらない。したがって、精神障害者と同居する配偶者であるからといって、その者が民法714条1項にいう『責任無能力者を監督する法定の義務を負う者』に当たるとすることはできないというべきである。Y1はAの妻である（本件事故当時Aの保護者でもあった）が、Y1がAを『監督する法定の義務を負う者』に当たるとすることはできないというべきである。また、Y2はAの長男であるが、Aを『監督する法定の義務を負う者』に当たるとする法令上の根拠はないというべきである。もっとも、法定の監督義務者に該当しない者であっても、責任無能力者との身分関係や日常生活における接触状況に照らし、第三者に対する加害行為の防止に向けてその者が当該責任無能力者の監督を現に行いその態様が単なる事実上の監督を超えているなどその監督義務を引き受けたとみるべき特段の事情が認められる場合

には、衡平の見地から法定の監督義務を負う者と同視してその者に対し民法714条に基づく損害賠償責任を問うことができるとするのが相当であり、このような者については、法定の監督義務者に準ずべき者として、同条1項が類推適用されると解すべきである。その上で、ある者が、精神障害者に関し、このような法定の監督義務者に準ずべき者に当たるか否かは、その者自身の生活状況や心身の状況などとともに、精神障害者との親族関係の有無・濃淡、同居の有無その他の日常的な接触の程度、精神障害者の財産管理への関与の状況などその者と精神障害者との関わりの実情、精神障害者の心身の状況や日常生活における問題行動の有無・内容、これらに対応して行われている監護や介護の実態など諸般の事情を総合考慮して、その者が精神障害者を現に監督しているかあるいは監督することが可能かつ容易であるなど衡平の見地からその者に対し精神障害者の行為に係る責任を問うのが相当といえる客観的状況が認められるか否かという観点から判断すべきである。Aは、2000年頃に認知症のり患をうかがわせる症状を示し、2002年にはアルツハイマー型認知症にり患していたと診断され、2004年頃には見当識障害や記憶障害の症状を示し、2007年2月には要介護状態区分のうち要介護4の認定を受けた者である（なお、事故に至るまでにAが1人で外出して数時間行方不明になったことがあるが、それは2005年及び2006年に各1回の合計2回だけであった。）。Y1は、長年Aと同居していた妻であり、Y2とBとCの了解を得てAの介護に当たっていたものの、本件事故当時85歳で左右下肢に麻痺拘縮があり要介護1の認定を受けており、Aの介護もBの補助を受けて行っていたというのである。そうすると、Y1は、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが現実的に可能な状況にあったということはできず、監督義務を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえない。したがって、Y1は、精神障害者であるAの法定の監督義務者に準ずべき者に当たるということはできない。また、Y2は、Aの長男であり、Aの介護に関する話合いに加わり、BがA宅の近隣に住んでA宅に通いながらY1によるAの介護を補助していたものの、Y2自身は、横浜市に居住して東京都内で勤務していた

ので、事故まで20年以上もAと同居しておらず、直前の時期にも1箇月に3回程度週末にA宅を訪ねていたにすぎない。Y2は、Aの第三者に対する加害行為を防止するためにAを監督することが可能な状況にあったということとはできず、監督を引き受けていたとみるべき特段の事情があったとはいえない。したがって、Y2も、精神障害者であるAの法定の監督義務者に準ずべき者に当たるということはできない⁸⁾とされた。

4. 家族の模索

訴訟の場では、認知症者と寄り添った介護家族の模索も詳細に取り上げられることとなった。Aは2000年12月頃、食事をした後に「食事はまだか」と言ったりし、昼夜の区別がつかなかった様子で、Y1とY2とCは、認知症ではないかと考えたことである。2002年に入ると、Aは夜中に何度も戸締まりを確認するようになった。BとCは、2002年3月頃は折に触れ、今後の介護を話し合い、Y1は既に80歳であって1人でAの介護は困難との共通認識に基づき、介護に精通したCの意見を踏まえ、Bが単身でA宅の近隣に転居し、Y1によるAの介護を補助するとした。Bは、毎日通ってAの介護をするようになり、宿泊もした。Y2は1箇月に1・2回程度はa市で過ごし、事故直前の時期は1箇月に3回程度週末にA宅を訪ね、BからAの状況報告を受けていた。2003年3月、Aが2002年10月にはアルツハイマー型認知症にり患していたと診断され、2004年2月、Aの認知症については、場所・人物に関する見当識障害や記憶障害が認められ、中等度から重度に進んでいる旨を診断された。Aは、2006年12月26日深夜、1人で外出してタクシーに乗り、認知症に気付いた運転手によりコンビニエンス・ストアで降ろされ、店長の通報により警察に保護されたというのである。この出来事の後、Bは家族が気付かないうちにAが外出した場合に備えて、警察にあらかじめ連絡先等を伝えておくとともに、Aの氏名やBの携帯電話の電話番号等を記載した布をAの上着等に縫い付けるようになった。Y2は、上記出来事の後、自宅玄関付近にセンサー付きチャイムを設置し、Aがその付近を通るとY1の枕元でチャイムが鳴ることで、Y1が就寝中でもAが自宅玄関に

近づいたことを把握することができるようにした。Y1とY2とBは、Aが外出できないように門扉に施錠するなどしたが、Aが苛立ち門扉を激しく揺すって危険なため、施錠は中止した。他方、夜間は事務所出入口が施錠されシャッターが下ろされていたが、日中は開放され、以前から事務所出入口にセンサー付きチャイムが取り付けられていたものの、当日まで電源は切られたままであった。Aは、トイレの場所を把握できずに排尿してしまうことがあり、Bらに何も告げずに事務所出入口から外に出て公道を経て自宅玄関前の駐車スペースですることもあったらしい。2007年2月、Y1とY2とBとCは、Aを特別養護老人ホームに入所させることも検討した。しかし、Cが「特別養護老人ホームに入所させるとAの混乱は更に悪化する。Aは家族の見守りがあれば自宅で過ごす能力を十分に保持している。特別養護老人ホームは入居希望者が非常に多いため入居までに少なくとも2、3年はかかる」といった意見を述べたこともあり、Aを引き続きA宅で介護すると決めた。事故当時、Aは成年後見人なしで、生活に必要な日常の買物は専らY1とBが行い、預金管理等の財産管理全般は専らY1が行っていた。この頃、Bは、午前7時頃にA宅に行き、Aを起こして着替えと食事を済ませた後、福祉施設「b」に遣り、Aが福祉施設「b」からA宅に戻っては20分程、Aの話を聞いた後、Aが居眠りを始めると、Aのいる部屋から離れて台所で家事をすることを日課としていた。Aは、居眠り後は、Bの声かけによって3日に1回くらい散歩し、夕食をとり入浴して就寝する生活を送っていて、BはAの入眠を確認してから帰るよう努めていたというように、家族は模索の日々であった。

5. 整理

筆者としても他のいくつかの評釈と同様で、本判決が従来の判例の考え方を改めている点は頷けた。ただし、今回出版された本手記の展覧を踏まえれば、新しく以下の整理が行えよう。第一に、事実認定に係り、事故以前の介護生活について触れたい。これまでの論者の中には、施設介護のために本人Aの資産が利用されずにやり過ぎされたと批判し、死後に介護家族に相続されたことを意見する向きもあ

りはしたが、本手記で精到に申述されたのは、「デイサービス等を利用することで十分に在宅介護が可能」な状態だったことである。これについては主治医（認知症の専門医）が実名で定見を寄せ、「施設に入所させることは、症状の悪化を防ぐ観点からも決して勧められませんでした」と明言している（70頁）。デイサービスの生活相談員だった社会福祉士も本手記には寄稿し「最高裁判決によってついに本人と家族の頑張っておられた様子が認められたと思い、心からほっとしました」という（139頁）。家族は当為を惜しんだのではないことになる。本手記には、当該訴訟の闘争中に関連シンポジウムに参加したところ、家庭に資産ありと大々的に名指しされたと難じる一幕があるのだが（184頁）、怠惰どころか、家族という筆頭の社会資源が「総動員」で「分業」を実現し在宅体制を構築できていたと述べる（44頁、64頁）。

第二に、法解釈に係り、我国の経済発展の中で、自動車・電車の交通事故は数多起こってきたという事実に触れたい。企業側の過失を問われた戦前の例では、大判1916年1月22日が軌道に沿って歩む者に警鈴を鳴らし徐行しなかったものであり、大判1923年10月22日は幼児に対して汽笛を吹鳴すべきが怠ったというものである。そして従来の学説は、時代の移ろいを指摘してきたことを忘れてはならない。例えば、もはや戦後ではないといわれた時代の加藤（1957）は、「専用軌道をもたない市街電車については自動車に似た万全の注意が必要であるし、また、専用軌道によるものでも、保安設備のない踏切を通過するときは、警笛を吹鳴するとか、とくに注意を払う必要がある」とした⁹⁾。そうして「自動車や電車の運転手によって過失がないとされた例はそれほど多くない」と指摘してきたのであった。この場合は「実際に賠償する者が運転手自身ではなく、使用者たる国鉄や電鉄会社であることも、その傾向を強めている」と述べられ、巨大企業が相手ゆえに正当な結果が導かれやすいと考えられていた。また、安全設備等の設置を怠った「企業の責任」そのものがいわれる判決も増えてきていたことから、ストレートに（運転手と会社の求償権の問題を残さずに）「企業から被害者に賠償を支払わせることができる」のも、「最近」の判決の傾向としていたのである。確か

に、東京高判1951年9月12日は、扉の装置が故障していたのにそのまま発車したケースであり、東京地判1951年5月26日は急停車による乗客の衝撃を考へて吊り革を備えていなかったケースである。さらにそのち末川（1967）は「現代のように巨大な経営体が成立し、高速度交通機関をはじめ道具や設備が使用されるようになったとき」には、経済的強者の優位が考えられると指摘した。これは「航空機の墜落事故の場合、遺族が航空会社から損害賠償をとるには、会社側の過失を立証しなければならない」が、それはとうてい不可能なことだといっているのであった¹⁰⁾。この点、ここで取り上げた本事案の場合には、相手が我国を代表する企業であるということが、介護家族の闘いにおける終始の恐怖であった。上記のとおり家族総動員体制であったものを、成年後見なしだったなら本人に意思能力があったらと強力に主張されたい（105頁）。そもそも後見の社会化¹¹⁾は私人の個別な権利行使の反射なのに、かような公共機関による法解釈の強力な主張は、威圧にもなりかねない。

第三に、立法もしくは法政策に係り、本事案は認知症者家族や高齢社会の介護の課題を示唆する例であるだけでなく、企業責任を再考する近時の例でもあることに触れたい。認知症者の介護家族は鉄道会社の訴訟対応について、公共性の高い企業にあるまじき姿勢と断じている（87頁、120頁）。本事案に関するこれまでの先行研究では、実際の介護家族の像が見えにくく、おのずと介護家族が戦った相手の経済的な優位性も見えにくかった。しかし、本手記によって以上の事様が展覧されたため、こういった優位性の対構図に改めて注目し得る。例えば、我国の高度経済成長期に公害問題で湧き上がった過失論議の

趨勢は一面において産業や企業の今日的な非難性を問うたといえるだろう¹²⁾。しからば諸外国における懲罰的損害賠償¹³⁾の判例動向や、社会的責任の潮流といった巨大企業論を想起しつつ、近時の対抗図の力学を検討して立法もしくは法政策につなげ得るとも思料する。今後、筆者も試論をまとめたい。

文献

- 1) 久須本かおり（2016）「認知症の人による不法行為についての家族の民法714条責任 — 最高裁平成28年3月1日第三小法廷判決平成26年（受）第1434号、第1435号 —」『愛知大学法学部法経論集』208号、189-219頁、愛知大学法学部
- 2) 菊池馨実（2016）「時事評論 認知症高齢者の他害リスク」『週刊社会保障』2868号、32-33頁、法研
- 3) 増田雅暢（2016）「時事評論 認知症高齢者鉄道事故裁判を考える」『週刊社会保障』2869号、34-35頁、法研
- 4) 高井隆一（2018）『認知症鉄道事故裁判 — 閉じこめなければ、罪ですか？ —』、ブックマン社
- 5) 最高裁平成28年3月1日第三小法廷判決平成26年（受）第1434号、第1435号
- 6) 名古屋地裁平成25年8月9日平成22年（ワ）第819号
- 7) 名古屋高裁平成26年4月24日平成25年（ネ）第752号
- 8) 最高裁判所裁判例情報システム (http://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/search2) 2018年9月3日アクセス
- 9) 加藤一郎（1957）『法律学全集22-II 不法行為』、有斐閣
- 10) 末川博（1999）『法学入門』、有斐閣
- 11) 田山輝明（2002）『続・成年後見法制の研究』、成文堂
- 12) 吉村良一（2000）「公害における過失主義・無過失主義」『立命館法学』2000年3・4号下巻、271・272号、1083頁
- 13) 山田卓生（1995）「不法行為法の機能」淡路剛久・伊藤高義・宇佐見大司（編）『不法行為法の現代的課題と展開』、日本評論社

受付日：2019年3月10日